

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小野市長 蓬 萊 務

市町村名 (市町村コード)	小野市 (28218)
地域名 (地域内農業集落名)	大部地区 (広渡町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 3 月 5 日 (第 3 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 農地の総面積は62haであり、農用地の大部分は基盤整備が完了している。
- 個人農家数が64戸、農業従事者の5割以上が70才以上と営農における高齢化が進んでおり、今後、更なる高齢化が予想される。現在、地区内では土地利用型経営の認定農業者が4名、施設野菜経営の認定農業者1名（法人化）が営農を展開しており、当該認定農業者に農地全体の57%が集積している。一方、当該地域には集落営農組織はない。
- 個人農家（法人化含む）の規模別では、20ha規模が2戸、10ha以上20ha未満が1戸、5ha以上10ha未満が2戸、1ha以上5ha未満が9戸、0.5ha以上1ha未満が8戸、残りは全て0.5ha未満となる。
- 生産作物は主に水稻が生産がなされているほか、施設栽培による野菜生産も盛んである。
- 10年後の地域農業については、多数の者が「高齢化」と「耕作放棄地の増加」を深刻な問題として認識していることから、更なる、担い手農業者への農地の流動化に向けた対策と、農地の受け手となる担い手農業者の経営基盤の強化が必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 当面は現状の営農活動を維持していくものとするが、離農や耕作放棄地が生じた際は、地域内で営農を行う認定農業者及び規模拡大志向農家に農地の流動化を進め、農用地の有効利用とその保全を図る。
- 新規就農者や農業後継者を確保・育成し、新たな地域営農の担い手として当該地域での定着を図る。
- 栽培作物については、水稻、施設野菜を中心とした地域営農を今後も展開していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	56 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

- 農振農用地区域内の農地を計画区域として設定する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- 既に地区内の約6割の農地が認定農業者等の大規模農家に集積されている現状であるため、現在の営農活動を維持していくものとするが、離農や耕作放棄地が生じた際は、地域内で営農を行う認定農業者や大規模拡大志向農家等に農地の集積を進める。
- 農地の貸借は、地域関係者のほか、農地利用最適化推進委員や農地相談員への相談を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- 農地の集積は、農地バンクを活用しながら農地の貸し借りの利用権設定を行う。
- 契約内容については、貸し手、受け手の双方の意向に配慮し、慎重に取り扱うものとする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- 新たな基盤整備事業は予定していないが、必要に応じて農作業の省力化に資する事業を検討する。
- ほ場及び土地改良施設の機能の維持管理は、多面的機能直接支払交付金事業を活用し、適正に管理していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- 地域内外を問わず、新規就農者など多様な経営体を募り、地域営農の新たな担い手農家を確保・育成する。
- 新たな担い手農家の育成については、県、市及びJAと連携しながら、当該担い手農家の営農の経営基盤強化につながる公的制度の活用や土地利用調整などの支援に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- 必要に応じ、農業支援サービス事業者等への作業受託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③地域営農の中心担い手となる認定農業者、規模拡大志向農家などについて、生産性向上やコスト低減につながるスマート農業の導入を支援する。地域営農の新たな担い手農家の確保・育成にあたっては、当該地域での営農の定着と経営基盤強化を図るため、必要となる土地利用調整や営農関係者との連携体制構築を支援する。
- ⑦土地改良施設の保全管理については、多面的機能直接支払交付金事業等を活用しながら適切に維持管理を行う。地域営農に支障となる耕作放棄地等の発生を抑制する。
- ⑩経営の多角化による6次産業化を推進していく。